明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（許可の取消し等の公告）

第二百三十二条の十五　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の八第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

（電子店頭デリバティブ取引等業務に係る禁止行為）

第二百三十二条の十六　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により特定店頭デリバティブ取引等をする行為

二　不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の特定店頭デリバティブ取引等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの

三　顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、特定店頭デリバティブ取引等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十二条の十七　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一　顧客の特定店頭デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

二　電子店頭デリバティブ取引等業務に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

三　電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合において、顧客が当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

第三百二十八条第一項第一号中「第六十条第一項」を「第六十条第一項及び第六十条の十四第一項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第百二十五条の八関係）

公表事項	注意事項
一　当該取引が成立した年月日及び時間 二　当該取引に基づく自己及び相手方の債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させる場合はその旨 三　取引の効力が生ずる日 四　取引の効力が消滅する日 五　日数の計算方法 六　決済に用いる通貨の種類 七　契約の種類 八　当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等又は金融指標の種類 九　当事者が想定元本として定めた金額（次号に該当する場合を除く。） 十　当事者が想定元本として定めた金額が第百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間に応じ、当該各号に定める金額を超える場合にはその旨 十一　支払の周期 十二　計算の周期	電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに公表すること。

別紙様式第1号第2面中「第3号の2イ」を「第3号の2、第3号の3イ」に改め、同様式第11面を次のように改める。

（第11面）

（別添8：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ及び第4号から第9号までに掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　年　月　日現在）

第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ及び第4号から第9号までに掲げる事項
1　有価証券関連業を行う旨
2　電子取引基盤運営業務を行う旨
3　商品関連業務を行う旨
4　商品投資関連業務を行う旨 (1)　行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨 (2)　行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨 (3)　競走用馬投資関連業務を行う旨
5　法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨
6　不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
7　不動産関連特定投資運用業を行う旨
8　特定引受行為を行う旨
9　特定有価証券等管理行為を行う旨

（注意事項）

該当する番号を○で囲むこと。

別紙様式第九号第2面中「第5号」を「第4号の2、第5号」に改め、同様式第11面を次のように改める。

（第11面）

（別添8：第44条第4号、第4号の2、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項）

商号、名称又は氏名

（　年　月　日現在）

第44条第4号、第4号の2、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項
1　法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う旨
2　法第33条第2項第5号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行う旨
3　電子取引基盤運営業務を行う旨
4　商品関連業務を行う旨